平成２５年（フ）第３３２号
沖縄県糸満市字真栄里2058番地の２　リーヴル沖縄103号
債務者　當銘　輝子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５９号
北海道歌志内市字中村５番地16
債務者　眞鍋　智彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
北海道滝川市新町３丁目13番15号　アピアハイツ２号室
債務者　奥村　雅之
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
北海道白老郡白老町日の出町３丁目10番２―104号　青葉団地Ｂ棟104号
債務者　西山　　保
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口71番地13　コーポ寿105号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口71番地13　コーポ寿101号
債務者　松嶺　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４８７号
神奈川県平塚市万田206番地　エミネント・アプレイス502号
債務者　中村　正行
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９３号
神奈川県平塚市南原１丁目４番１―２号
債務者　小林　一次
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３４号
愛知県丹羽郡大口町余野３丁目103番地　メゾンミズノ203号
債務者　安江　昇子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３０号
長崎県大村市富の原２丁目620番地３　ハピネスＣ―102、前住所沖縄県那覇市首里儀保町３丁目６番地１　儀保テラス401
債務者　鈴木　幹雄
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
長崎県大村市小路口町315番地１
債務者　大坪　秋代
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
長崎県大村市協和町798番地　協和荘105号、前住所長崎県大村市徳泉川内町500番地34
債務者　竹田　　康
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
茨城県土浦市中高津２丁目14番31号　ファミールハイツ103、前住所茨城県北相馬郡利根町大字布川2282番地３
債務者　山口　英明
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２５号
茨城県土浦市中高津２丁目14番31号　ファミールハイツ103、前住所茨城県北相馬郡利根町大字布川2282番地３
債務者　佐川八千代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７６号
名古屋市南区本星崎町字町515番地の１　ハイム本星崎105号
債務者　岡島靖二郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８５号
愛知県海部郡蟹江町本町８丁目14番地　スマイルハウスＦ号室
債務者　今井　正勝
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６号
福岡県久留米市上津町1844番地２　上津ハイツ101号
債務者　大久保英則
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１５号
福岡県小郡市寺福童862番地46、前住所佐賀県鳥栖市幸津町124番地２
債務者　陶山　桂子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部